

【広報 第3号】

救護施設 大阪市立港晴寮



救護施設 大阪市立港晴寮は、社会福祉法人みなと寮が、大阪市から指定管理者の指定を受けて運営する福祉施設です。

60年の歴史を持つ当法人の中でも2番目に出来た施設であり、当法人で最初に運営を開始した救護施設です。

救護施設とは生活保護法に基づく福祉施設であり、福祉の原点とも言われている施設です。身体上や心身上の理由などにより、独立して日常生活を営むことができない障がい者や生活困窮者を対象に生活全般の支援を行い、健康で文化的な生活を提供しています。

利用者が自立し社会復帰できることを目指して、残存能力や社会資源などを活用し自らの判断と決定により主体的に生活して頂けるよう支援しています。

☆☆☆福祉サービス第三者評価を受審しました☆☆☆

平成25年1月24日～25日の2日間、大阪府社会福祉協議会・福祉サービス第三者評価センターから調査員2名が来られ、「第三者評価」を受審しました。

利用者からの聞き取り、アンケートの実施、マニュアル等書類の整備、職員からの聞き取り、実際のサービス実施の見学など、詳細な調査をし頂きました。

受審の結果、出来ている部分・できていない部分も含め、当施設の現状を正確に見て頂けたと思います。



評価結果については、大阪府ホームページ「福祉サービス第三者評価について」

<http://www.pref.osaka.jp/chiikifukushi/daisansha/results.html>

から閲覧することができます（H25,4,1 現在は未掲載です）。

【平成 25 年度 救護施設港晴寮事業計画】

1. 理念

当施設の福祉サービスは、法人理念を念頭に置き、社会福祉法に基づき、個人の尊厳の保持を旨としています。その内容は利用者本位の立場に立ち、一人ひとりが心身共に健やかに育成され、または、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして良質かつ適切なものとします。

2. 基本方針

障がいの種類を問わず支援を要する人がともに生きる場として、利用者を地域で生活する市民として尊重し、その基本的人権と健康で文化的な生活を保障し、利用者の幸福の追求と、その人らしい豊かな生活の実現の支援に最大限努めます。

就労による経済的自立を目指す「就労自立支援」、社会的なつながりを回復・維持するなど社会生活における自立の支援を目指す「社会生活自立支援」、自分で健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送るための「日常生活自立支援」を利用者のニーズに応じて支援していきます。

3. 目的

港晴寮は生活保護法第 38 条第 2 項に定められた救護施設であり、保護の実施機関より依頼された、身体や精神に障がいがあり、経済的な課題も含めて日常生活を送る事が困難な人たちを対象に、生活扶助のみに留まらず自立支援も行うことを目的とします。(利用定員 80 名) また、利用者の地域生活への移行支援や居宅生活を送る被保護者に対する生活訓練の実施に取り組みます。

4. 地域貢献事業の推進

厚生労働省による「生活支援戦略」に基づき、地域で福祉制度の狭間で生活に困難をきたしている方々や地域のセーフティネットにたどりつけないで困っておられる、援護を要する方々を、地域の諸機関と連携して発見に努め、これらの人を訪問して相談活動を行い、一時的な施設機能の活用等を通し心理的不安の解消や必要な諸制度につなぐなど、課題の解決に努め社会福祉法人としての存在意義を高めていきます。

5. 地域移行支援事業の推進

5-1 救護施設居宅生活訓練事業

救護施設に入所している利用者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設の近隣で訓練用住居を確保し、実際に居宅生活に近い環境で実験的に日常生活訓練・社会生活訓練を行うことにより、スムーズな居宅への移行へ繋がるよう支援を行います。

5-2 保護施設通所事業

同法人の救護施設第2港晴寮にて、通所訓練及び訪問指導を実施します。訓練内容は、救護施設退所者を、施設への通所、又は職員が居宅等へ訪問しての生活指導等を実施する

ことで、居宅で継続して安定した自立生活が送れるように支援するとともに、施設から居宅への移行促進と緊急時の受入等の有効活用を行い、利用者の選択の幅が広がる支援を実施することです。

当施設では、第2港晴寮が実施する上記の事業に対し全面的に協力していきます。

内容 「通所訓練」 施設通所による、生活指導及び就労指導等
「訪問指導」 居宅等へ訪問による生活指導等

6. 居宅生活移行支援事業への協力

大阪市の推進事業でもある、「セーフティネット支援対策等事業」のひとつとして、地域の実情に応じたの実施が必要となり、自立支援プログラム策定実施推進事業との位置づけも含まれています。「安定した住居のない被保護者」に対して、一時的に宿所を提供し、安定した居宅確保に向けた支援などを行い、円滑な地域生活への移行を図ります。貧困ビジネス事業者の影響を最小限に抑える狙いを持った事業であり、引き続き協力体制をとっていきます。

7. コンプライアンス（法令遵守）による高い信頼性の確保

各種法令・指針（社会福祉法、生活保護法、個人情報保護法、虐待防止法、労働基準法、労働安全衛生法など）に定められている事項を熟慮し、情報収集を強化します。また、今求められている施設像の把握に努め、福祉施設としてのあり方に常に敏感な体制を保持していきます。コンプライアンス（法令遵守）による信頼性の高いサービスの確保が、透明性のある施設運営の第一歩という認識としています。

8. 情報公開

情報公開については、ホームページ上にて日常生活及び支援の様子、苦情解決状況やリスクマネジメント結果、財務情報など施設運営面まで積極的に情報発信していきます。また、常に内容の充実を図りつつ、できる限り情報を広く一般に開示することで、施設運営の透明性を図っていきます（<http://koseiryo.org>）。定期的に広報誌の発行も行い、地域の方々へ配布するなど、施設が地域に溶け込めるよう努めていきます。

（中略）

11. 地域サービス

11-1 施設の社会化

施設利用者の生活の自立化を促進するために、社会関係の拡大を図るとともに施設自身を地域の福祉資源のひとつとして捉え地域に根ざした活動を行います。施設の設備・機能を地域社会に積極的に提供し、交流を通して地域住民も施設の運営に参画し、施設利用者と地域の生活ニーズを守り高めていくよう取り組んでいきたいと思いません。

過去の地域美化運動などの取り組み実績が、少しずつ地域に認知されている事もあ

り、施設内外行事への招待など相互理解から地域福祉への一助となるよう継続していきます。

11-2 施設実習の受け入れ

利用者への最善のサービスを提供するためにも福祉に関する裾野を広げる取り組みが必要です。その一つとして実習生を受け入れ指導することは、実習生が福祉的センスを身につけるとともに自らの実践の後継者を確実に広げることにつながり、積極的に受け入れていきます。また実習指導者としての適切な知識・技術の習得を推進していきます。

・福祉関係大学および専門学校生・教員免許取得希望者の介護体験実習生等

11-3 ボランティアの受け入れ

定期的なボランティアの受け入れる事により、施設への理解を得るとともに施設の活性化、地域社会との接点、交流の機会の増加が期待されます。諸団体・グループとの関わりを図り、長期的には日常的な受け入れができるような関係づくりを目指していきます。

11-4 退所者への生活援助

退所された方が地域社会で安定した自立生活を送るために、対象者の来所、電話、訪問等により生活の各般にわたる相談にも柔軟に対応した支援を行います。退所者は地域関係者と位置づけ、施設行事への招待や情報提供によりバックアップ機能を担います。

(中略)

14. 福祉サービス第三者評価への取り組み

平成25年1月に「福祉サービス第三者評価」を受審しました。当施設の組織運営、マネジメントの力や現在提供されているサービスについて外部の客観的な評価を真摯に受け止め、職員全員で分析・共有し不足するサービスの強化や改善事案の検討を重ねることで、「信頼され選ばれる福祉サービス事業者」を目指していきたくと考えています。また、長期的にも定期的な受審によりサービスの質の見直し・維持・向上を目指していきます。

<<<社会福祉法人みなと寮の情報公開>>>

☆社会福祉法人みなと寮ホームページ <http://www.minatoryo.or.jp/>

☆大阪市立弘済院第1特別養護老人ホーム <http://www.kosaiin1toku.jp/>

また、平成24年11月19日に、当大阪市立港晴寮のホームページを開設しました。施設行事や、利用者へ提供する献立紹介など、情報公開を実践しています。

☆港晴寮ホームページ <http://koseiryo.org/>

そのほか、当法人へ就職を希望される学生の皆さま向けに、採用情報サイトを運営しています。ぜひごらんください。

☆みなと寮採用情報サイト <http://minatoryo.com/>

発行：救護施設大阪市立港晴寮広報担当 〒552-0023 大阪市港区港晴 2-4-25

発行年月日：平成25年4月1日 TEL 06-6572-0061 FAX 06-6575-1061